

公益財団法人埼玉県スポーツ協会寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付の名称)

第2条 この寄付は、Sports Saitama Future Fund（スポーツ埼玉みらい資金）という。

(定義)

第3条 本会が受領する寄付金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般寄付金 寄付者から使途が特定されていない寄付金。

(2) 特定寄付金 使途が特定された次に掲げる寄付金。

ア 寄付者から使途が特定された寄付金で加盟団体を指定した寄付金を含む。

イ 本会があらかじめ使途を特定して募集する寄付金。

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(寄付金の募集)

第4条 寄付金の募集は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般寄付金 本会は、常時一般寄付金を募ることができるものとし、寄付金申込書（別紙様式1）により寄付の申し出を受け付けることとする。

(2) 特定寄付金

ア 寄付者から使途が特定される寄付金は、寄付金申込書（別紙様式2）により寄付の申し出を受け付けることとする。

イ 本会が、特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次条に規定する使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下、「募金趣意書」とする。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(寄付金の使途)

第5条 一般寄付金及び特定寄付金は、寄付金総額の80%以上を本会の公益目的事業に使用し、その残額を公益目的事業の管理費に使用するものとする。

2 前項については、寄付者にこの規定を示し、了解を得るものとする。

(特定寄付金の使途変更)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄付金の使途を変更することができる。ただし、寄付者から予め同意のある場合に限る。

(1) 寄付金等の使途となった活動が目的を達成又は終了し、寄付金に残額が生じたとき

(2) 使途として特定された活動が中止されたとき

(3) その他、適正かつ合理的な理由があると認められるとき

(寄付受入の制限)

第7条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

(1) 法律に抵触するとき。

(2) 本会の業務遂行上支障があると認められるとき。

(3) 本会が受け入れるときに、社会通念上不相当と認められるとき。

- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき。
- (5) 寄付金等を受け入れることにより、財政的負担が課せられる恐れがあるとき。
- (6) 本会への便宜供与を求める恐れがあるとき。
- (7) その他代表理事が特に業務に支障があると認めたとき。

(募金趣意書等の交付)

第8条 本会が特定寄付金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、本会ホームページまたは本会季刊誌スポーツ埼玉において募金趣意書を公開することで事前交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第9条 寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書、礼状を寄付者に送付するものとする。

(寄付品等の事務処理手続)

第10条 寄付物品については、本会の財務規程等に定める手続きに従い処理するものとする。

- 2 寄付された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄付者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(募金に係る結果の報告)

第11条 本会は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の事業に係る資金収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。

- 2 前項にかかわらず、本会ホームページまたは本会季刊誌スポーツ埼玉において資金収支決算書及び報告書を公開することで報告書の交付に代えることができる。

(運用益金の処理)

第12条 寄付金の運用から生ずる収益は予算に計上する。

(情報公開)

第13条 本会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等に従うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 寄付金に関する個人情報については、別に定める本会個人情報保護規程に基づき、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和3年12月14日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年3月5日から施行する。